

12月14日に厚生委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 現在計画中のもので、法律により策定が義務付けられた行政計画及び法律に策定することができるように規定され、それに基づき策定された行政計画 ●

～内容～

現在計画期間中のもので、法律により策定が義務付けられた行政計画及び法律に策定することができるように規定され、それに基づき策定された行政計画のうち、厚生委員会の所管する下記の13の計画について、策定の根拠法令、計画期間、計画の概要などの説明を受け、引き続き調査することとした。

総社市男女共同参画プラン

総社市環境基本計画

総社市役所地球温暖化対策実行計画

総社市一般廃棄物処理基本計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく市町村分別収集計画

総社市障がい者計画

第3期総社市障がい福祉計画

総社市次世代育成支援行動計画（後期計画）子育て王国そうじゃ総社っ子プラン

総社市こども食育推進計画

第5期総社市介護保険事業計画

総社市高齢者福祉計画

健康総社21

総社市国民健康保険特定健康診査等実施計画

本会議から付託された案件 11 件を審査するため、12 月 14 日に厚生委員会を開催しました。

議案第 63 号 総社市飼い犬等のふん害の防止に関する条例の制定について

～内容～

飼い犬等のふん及び尿の処理について、飼い主のマナーを高め、ふん害の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的として、条例を制定しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：条例が制定された後、どのような方法で周知するのか。

また、ふんの処理に対する意識は、大人より子どものほうが低いと思う。「条例ができて、これからはきちんと処理しなければ罰則があるよ。」ということ子どもに至るまで周知するべきと思うがどうか。

答：「広報そうじゃ」への掲載やチラシを作成し、職員が出向いて啓発活動を行う。大人のみでなく、子どもに対する周知方法も考えていく。

問：条例ができることによって、違反者の通報が増えることが想定されるが、隣近所でギスギスした関係が生じないか心配だが、どのように考えているのか。

答：今までにもマナーの向上の啓発活動をいろいろ取り組んできたが、なかなか改善されないの
で条例制定に踏み切った。町内会等のお力をお借りして、地域の皆様と一緒にマナーが向上するよう努めたい。

問：飼い猫による被害も相当なものがある。「飼い犬等」を「飼い犬・飼い猫等」と表記するなど、猫も対象であることがわかるよう強力にアピールすべきと思うがどうか。

答：猫も条例の対象にしている。広報紙やチラシに「犬・猫」と明記してPRに努めたい。

問：犬の散歩は早朝や夕方が主で、市の職員の勤務時間外であるため職員が見回るとなると経費がかさんでくる。早期に効果を上げるためには、最初の意識付けが大変重要だと思うがどうか。

答：時間外勤務手当の付かない管理職で見回りは行いたい。また、勤務時間外に行っている不法投棄や資源の横取りの見回り等と併せてふん害の見回りも行い、経費の節減に努めたい。

問：ふんは持ち帰れるが、尿はできない。見逃すことになるのか。

答：尿については難しい。いろいろ検討した結果、水をかけるなどの気配りを期待している。

議案第 64 号 総社市障がい者千人雇用推進条例の制定について

～内容～

障がい者千人雇用を推進するに当たり、その目標を達成するための市等の責務や施策の基本的事項を条例で定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、一部修正し、修正部分を除くその他の部分については原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：第3条第3項の「市は自ら率先して障がい者の雇用に努めるものとする。」という部分は、具体的にはどのようなことを考えているのか。

答：市の正規職員，臨時職員の両方の採用の拡大を考えている。

問：一見して障がい者と認識されない方は、心無い言動に傷付けられたり、支援が得られないことがある。また、緊急時の対応として、かかりつけ医や連絡先などの情報が即座にわかれば速やかな対応が可能になる。何か良い方法を検討してはどうか。

答：障がいがあることを公にしたい方にも配慮する必要がある。現在、障がい者千人雇用を推進するためのマークなども考えており、そういった普及の中で考えていきたい。

問：千人を目標に掲げているが、雇用実績数のカウントの仕方はどのようにしていくのか。

答：原則として、一般就労者については一定期間働いている方で、ハローワークが把握している人数を、福祉的就労については、事業所の定員数をカウントしていく。

問：福祉的事業所の場合、経営状態が悪化したときはどうするのか。

答：経営的には、国・県・市による給付費もあるため、一般的な事業所に比べると赤字経営にはなりにくいと認識している。

～修正案～

委員1名から、災害の少ない総社市ではあるが、何かあった場合の緊急対応は心得ておくべきであり、第4条中「「や施設，設備の新設，改修やバリアフリー化」を「，施設・設備の新設，改修及びバリアフリー化並びに災害時の避難対応」に改める。」との修正案が提出され、修正案を可決すべきであると決定した。

議案第65号 総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園指定管理者の指定について

～内容～

総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園の指定管理者に社会福祉法人 経山会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、起立多数で原案を可決すべきであると決定。

問：2法人の応募があり、社会福祉法人 経山会に決定したということだが、選考基準は何か。

答：類似施設の運営状況、サービスの向上対策、施設の保守管理、コスト削減、人員体制、緊急時の対応、地域との連携等17の評価項目を定めて採点した。

問：指定管理者の決定に至る審査の経緯はどうであったか。

答：2法人からの応募があり、差は僅差であったが、具体的なサービス向上案、緊急を要する入所措置者への対応策、清梁園入所者の介護度が増し、退所を余儀なくされた場合の転出先の確保などが評価された。

問：指定管理にすることによって、現在の清梁園に勤務している職員の今後の処遇はどうなるのか。

答：正規職員は定期異動での配置換えを、臨時職員は本人の意向を確認して希望に沿えるようにしたい。

～討論～

反対

小泉改革路線以来、官から民へ移行が進んできたが、まだ、効果の検証が不十分であり、安易な移行をすべきではない。利益を上げることに重点を置けば、雇用関係での所得の低下やサービスの低下につながるのではないか。

賛成

清梁園の入所者に介護度の高い人も増えており、民間の持つ知恵で行き届いた手立てが可能になる。また、市の正規職員が市の他の部署に配置されることにより、新しい職員採用や臨時職員の雇用が減り、経費の節減につながる。

議案第 66 号 総社市山手福祉センター指定管理者の指定について

～内容～

総社市山手福祉センターの指定管理者に社会福祉法人新生寿会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を経ようとするもの。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

議案第 67 号 総社市山手ふれあいセンター指定管理者の指定について

～内容～

総社市山手ふれあいセンター（ふれあいセンター山手及びふれあい工房山手）の指定管理者に社会福祉法人総社市社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を経ようとするもの。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

議案第 68 号 総社市介護予防拠点指定管理者の指定について

～内容～

総社市介護予防拠点施設（やすらぎの家、さんあいの家、ひだまりの家）の指定管理者に社会福祉法人総社市社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を経ようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：現在の指定管理料では十分な事業が取り組めないという意見がある。介護予防の拠点としての機能充実を今後どのように進めていくのか。

答：希望者への施設の貸出しによる介護予防事業は行っているが、スタッフの問題や予算の問題から指定管理者が自主的な介護予防事業まで行うことは難しいのが現状である。

市等が実施する健康講座などの会場として利用し、より一層施設の趣旨どおりの事業が行えるよう受託者とも協力しながら、工夫して進めていきたい。

議案第 70 号 平成 23 年度総社市一般会計補正予算(第 4 号) のうち本委員会の所管に属する部分について

～内容～

障害福祉サービス給付費，総社市地域包括支援センターの体制変更に伴う経費及び生活保護に関する経費の増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：生活保護費は全国的にも増加しているが，本市としての抑制策はないのか。

答：今の経済状況の下では，生活保護世帯を減少させることは難しいが，7月1日にハローワーク内へ開設した就労支援ルームを活用し，就職支援を行いたい。

問：外国籍の人に対する生活保護制度はどうか。

答：永住，定住等の在留資格を有する外国人は，日本人とまったく同じ生活保護制度の適用になる。

問：来年度から市の直営で運営している地域包括支援センターを，市内6法人へ委託する計画の移行準備は順調に進んでいるのか。また，必要な人員は確保できるのか。

答：4月1日の移行に向けて準備は着実に進んでいる。保健師，社会福祉士，ケアマネジャー等の資格者の基準に基づく人員確保については，各法人において順調に進んでいると聞いている。

問：現在，地域包括支援センターに勤務している嘱託職員の再就職は，どのようになっているのか。

答：再就職を希望している嘱託職員の再就職先はおおむね決まっている。

議案第 71 号 平成 23 年度総社市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)

～内容～

療養給付費，高額療養費及び後期高齢者支援金の増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：医療費は，どの年代が多いのか。

答：64 歳から 74 歳が一番多い。

問：高額療養費はどのような病気が多いのか。

答：高額療養費の対象は、ガンがもっとも多い。64歳から74歳では、高血圧系の疾病が多い。

議案第72号 平成23年度総社市介護保険特別会計補正予算（第3号）

～内容～

施設介護サービス給付費の減額，居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：介護認定を受けている人数はどれくらいか。

答：平成23年3月時点で，要支援1が546人，要支援2が557人，要介護1が366人，要介護2が376人，要介護3が342人，要介護4が391人，要介護5が244人 合計2,822人
平成22年4月時点で，要支援1が551人，要支援2が458人，要介護1が371人，要介護2が356人，要介護3が375人，要介護4が338人，要介護5が254人 合計2,703人

問：現在行っている施策の中で，介護予防に効果があるのはどのようなことか。

答：いきいき百歳体操や小地域ケア会議がかなり有効な手段である。

問：来年度から地域包括支援センターが6箇所に分かれるが，地域による要介護人数の差はどうなっているのか。

答：人数では要介護人数は人口が多い中央部が多いが，比率では北部が高い。

陳情第1号 国民医療と国立病院の充実強化に関する陳情書

～陳情内容～

- 1 地元国立病院機構南岡山医療センターを縮小・廃止することなく，充実強化を図ること。
- 2 国立病院を運営費交付金の一律削減の対象から除外し，必要な予算を確保すること。
- 3 国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し，医師・看護師はじめ必要人員を確保すること。

～結果～

国立病院の充実等については理解できるが，早期に実現が困難との理由から，採決の結果，全員一致で趣旨採択すべきであると決定。

陳情第 2 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護 の実現を求める陳情書

～陳情内容～

- 1 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を 1 日 8 時間、週 32 時間以内、勤務間隔を 12 時間以上とすること。
- 2 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
- 3 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

～結果～

国の動向を見守るべきである等の理由から、[継続審査](#)とすべきであると決定。